## 自転車運転!!

道交法上、自転車は軽車両と 免許が無くとも違反する と取締りの対象になります。今 回の改正で、警察が自転車への 取締りを強化するのは間違いあ りません。

違反行為をしつかりと知って、 きちんと自転車ルールを守って いきましょう。

違反行為を3年間のうち2回以 上摘発された自転車利用者は、 公安委員会の命令を受けてから 3ヶ月以内の指定された期間に 「安全講習」を受講する義務が 発生します。

安全講習とは、自分の自転車 運転の危険性を自身に気づか せ、自主的に安全運転を行うよ う促すものです。講習時間は3 時間、講習手数料として5,700 円 (標準額) の支払いが義務付 けられています。

公安委員会に安全講習の受講 命令を受けたにも関わらず、無 視して受講しなかった場合は、 事件扱いとなってしまいます。 そして、裁判所へ呼び出される 上、5万円以下の罰金が科され ます。

※裏面に関連内容

-CAP (子どもへの暴力防止プログラム)

解る報らまたにな め 「君を が の 思 を が 成 目 の 思 を 対 成 的 の 異 を 対 と 、 な 対 性 り 異 し 、 な 対 性 り 異 し 、 な 対 性 り 異 し 、 な 対 性 り 異 し 、 い守関ーを力 者時 スる方となべるこのである。 適の異ない、応見ない、応見ない、応見ない。 の防止を図がまるがよる方法を学び、 ·を得る。 め目 Ť な態度や行動を理りていること体」の一つは、性質動が生じの一つは、身体の関心が高いなど生に関いが高いなど生に関いが高いなどが高いなどは、体育館にて から 暴自人 を間口念能 館の  $\hat{\varphi}$ 

から見れば反抗期と言いない。一生続くれていることもあるが、 大切な学的には成長期でも大切な学びの一つから 大切な学びの一つから 大切な学びの一つから 大切な学びの一つから 大切な学がの一つから 大切な学がの一つから 大切な学がの一つから 大切な学がの一つから しれない。一生続くら しれない。一生続くら しれない。 わかれ んめに、 な思 びある。バランス シンスがお けは がと大がいる。 Ł のちららも 言 で

言葉とか無視するとこと 0 くも る 行無視 る。 0) 気も暴力の一つで促するとかで相手とことだけが暴力 は なく、 11 0

平成27年 7月8日

神原中 不定期13号

去る7月3日(金)五校時に -年一組の学級活動の研究授 業を行いました。担任の栄野 元先生の十年経験者研修で、 他校からの先生方の見守る中 での授業でした。

生徒代表の司会を立て、 -プでの話し合いの流れ等 について確認する場面もあり ました。(下写真)

「中間テストまでの学習を 振り返ろう」ということで、 事前のアンケートの結果から 課題を見つけ、その改善策に ついて各グループで話し合い 活動を展開しました。

司会の進行により、 プの代表による発表があ り、静かに聞いて言いました。 の授業を通して得たこと を、次に生かしてください。



り、そのままにしておく てくる。誰かの力になる 「人の気持ちを聞くことが ドバイスは必要としない であることを理解すること をするというのは違いまって考え というのは違います。 人間関係の中でも、 人間関係の中でも、 もちょっとした問題 きませ、 しとて 違 が といって 起い プロこ る。 る たいいA こといいいい P様ラ例 の子ンと ŋ ま の心 似子を樹先れたことした問題として、ごります。その す。 0 「相談する」ことと 方 かを言われて、力関係や体力、がを言われて、力関係や体力、がかけがえのない大切な存在ない要としない。人間関係では、よい要としない。人間関係では、よいの力になるためには、そのかの力になるためには、その ついも通 で は う我り 介生れデの題 早 おめ ことと「チクル」 くと体に変化が  $\mathcal{O}$ 12 手 親 が l 必 1 間 そが出るであ 柄

西大伊

村城佐

優組工

佳愛

大城

金

义

心は身

ズ

なく、一つない

トが D 決 V ま の何ている。 11

宮阿

位地

田上一金小二砂當石三宮(一新 県原年城波年川山井年城年 野愛女明津女沙詩来女快男健 技、、 勝ち ち三区取位大 ることができます。
「までに入ると九州大会へ」会なしでの県大会になり 波友菜 城波 由連 海季里 のま 切す。 符

# 県陸 生

会参 来 年期生代る七 月 て を 早十 紹朝 練日 介  $\widehat{\pm}$ 習 ます。コシートニ 徒 て 日 日) 1

城 簡原原 城 **太**一、 拓 喬 竜 也 貴航希 花城夏斯 島袋新 具志堅政望 當間 誉 朗 輝直太 ま ょ す。 樹 0 県 大 陸

川島比

年男子) (一年男子)

城上桃

#### ★事故等のとき、自転車は車と同じような取扱をうけます。次の様なことが禁止です。

- ①信号の指示を無視すること ②道路標識などで通行禁止されている場所を通ること
- ③歩道を徐行せずに通ること ④自転車専用レーンの枠外を通ること
- ⑤歩道がない道で歩行者の通行を妨げること
- ⑥閉じようとしている又は閉じている踏切内への立ち入り
- ⑦交差点で優先されている車両の通行を妨げることなど
- ⑧交差点で車両の通行を妨げるように右折することなど
- ⑨右回り通行が指定されている交差点で流れに逆らうなど
- ⑩一時停止の指定がある場所で止まらないことなど
- ⑪歩道で歩行者の通行を妨げること ⑫ブレーキが利かない又は壊れた自転車の運転
- ⑬お酒を飲んでの自転車運転 ⑭前方不注意などのさまざまな行為そもそもこの行為は禁止!

上記の14項目の中には、日常生活に密着したさまざま行為も当てはまります。これから紹介する項目は、**もともと自転車規則で禁止**されている行為です。今までは警察官に注意されるだけで済んだ場合もありましたが、今回の改正施行後は取り締まりの対象となりペナルティを与えられます。 通勤・通学や買い物に行く時など、あなたや家族はこんな交通違反をしていないでしょうか。

自分が禁止行為を把握するのはもちろんですが、家庭内でも子どもに正しい交通ルールを教える必要があります。

### 〇原則, 車道を左側通行

ただし,道路標識で指定された場合や,13歳未満・70歳以上・一定の身体障害を有する人などは例外

#### ○傘を差しての自転車運転

傘を自転車に固定して使用するのもNG!

雨の日に自転車に乗る場合はレインコートの着用が必須です。

#### 〇携帯電話を使用しながらの自転車運転

自転車運転中の携帯電話の操作だけでなく、チラッと見るだけでも安全運転義務違反。

## 〇イヤホンやヘッドフォンで音楽を聴きながらの自転車運転

通勤・通学時にしていた人も多いかもしれませんが、安全運転義務違反にあたる行為。

- ○ブレーキを備えていない又は不備のある自転車の使用
- ○流行したノーブレーキピスト自転車は違反車両。

指定された場所以外での使用は絶対に止めましょう!

#### 〇2台以上での並列走行

並列走行OKの道路標識がある場所以外,おしゃべりしながら横並びになり自転車運転する行為は違反。

#### 〇2人乗りでの一般自転車運転

ただし、一般自転車の場合16歳以上の運転者が6歳未満の幼児1人に限り専用椅子に乗車させるのは0K。道交法上、幼児2人を同乗させることができる特別構造の自転車に、6歳未満の幼児2人乗車までが許可されています。

#### ☆子供も事故の加害者に!リスク回避の方法

自転車利用者は交通事故の被害者となるイメージが強いですが、加害者になり得ることの自覚も必要です。加害者が未成年の場合、損害賠償を請求されるのは保護者。そこで、自分だけでなく家族や子供が自転車事故の加害者になる可能性を認識して、リスク回避の方法をしっかり把握しておきましょう。

			≪事例1≫	≪事例2≫	≪事例3≫
加	害	者	小学5年生の児童	男子高校生	男子高校生
被	害	者	歩行者の60代女性	自転車の20代男性	バイクの60代男性
事	故内		坂道を猛スピードで下り, 歩いていた60代女性と衝突。被害者は寝たきりの状態に。	線で自転車に乗っていた20	
損	害賠償	額	約9500万円	約9300万円	約4000万円

『情報発信サイト シュフィール』http://www.syufeel.com/research/s009/ より引用